



2025年4月4日

各 位

会社名 エフビー介護サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤 美穂
コード番号：9220 東証スタンダード市場
問合せ先 取締役 IR 企画管掌 依田 大利
TEL. 0267-88-8188

**自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による
自己株式の買付並びに自己株式の消却に関する補足事項について**

当社が 2025 年 3 月 25 日に発表しました「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付並びに自己株式の消却に関するお知らせ」について下記のとおり補足事項をお知らせいたします。

記

(補足事項)

支配株主との取引等に関する事項

本件自己株式の取得は、当社の支配株主である当社代表取締役会長である柳澤秀樹氏及び代表取締役社長である柳澤美穂氏の近親者である柳澤考輝氏が売り手として参加したため、支配株主との取引等に該当いたします。

本来であれば自己株式の取得を発表した 2025 年 3 月 25 日に支配株主との取引等に関する事項を開示すべきでしたが、本日、当初開示にかかる補足内容として開示させていただきます。株主及び関係者の皆様に対して深くお詫び申し上げると共に再発防止に努めてまいります。

1. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社が 2024 年 6 月 28 日に開示したコーポレートガバナンスに関する報告書に記載しております「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりであります。

支配株主との間で取引を行う必要が生じた場合には、その取引内容の合理性及び取引条件の妥当性について一般の取引条件と同様の適切な条件であるか、取締役会において、審議・承認を行うことにしており、少数株主の利益に反することのないよう配慮しております。なお、当社取締役会は支配株主から独立性を有する独立社外取締役が取締役総数の 3 分の 1 を占めております。

本件自己株式の取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

2. 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

事後になりましたが、支配株主である当社代表取締役会長の柳澤 秀樹氏及び代表取締役社長の柳澤 美穂氏並びに柳澤 考輝氏の間で利害関係のない独立した外部の飯淵 裕弁護士(常葉法律事務所 住所：東京都千代田区神田須田町1丁目14番6号 第二東京弁護士会所属)から、以下の理由により、本件自己株式の取得が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を受領しております。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針の適合状況

2024年6月28日付エフビー介護サービス株式会社(以下、エフビー介護)のコーポレートガバナンス報告書(本件取引時点で最新のもの)には、次の記載がある。

【支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針】

支配株主との間で取引を行う必要が生じた場合には、その取引内容の合理性及び取引条件の妥当性について一般の取引条件と同様の適切な条件であるか、取締役会において、審議・承認を行うことにしており、少数株主の利益に反することのないよう配慮しております。なお、当社取締役会は支配株主から独立性を有する独立社外取締役が取締役総数の3分の1を占めております。

本件では、上記指針に則り、支配株主から独立性を有する独立社外取締役が全員参加した取締役会において、本件取引を審議した上、本件取引の合理性や妥当性を審議し、承認可決されたものである。

(2) 本件取引の意図目的

本件では、ヒアリング等によると、柳澤 考輝氏は、2022年11月にエフビー介護の取締役を退いて以降、実質的なものも含めて当社の経営に関与することはなく、また、従業員や業務委託等形式の如何を問わずエフビー介護の業務に関与することもなく、エフビー介護との関係性は従前と比較して密接なものではなくなった。

本件取引は、このような状況下で2年以上が経過していたところ、柳澤 考輝氏から株式を取得するものであり、機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上を図るとともに株主還元を柔軟に実施するものであり、少数株主に不利益を与える意図や目的は認められない。

(3) 交渉過程ないし公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

- ① 本取引には、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)が利用され、前日の終値で取引されることから、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられるため、取引条件の公平性が確保されている。
- ② 本件取引の相手方である考輝氏は、エフビー介護の代表取締役である柳澤 秀樹氏及び柳澤 美穂氏の近親者である。そうすると、本件取引は関連当事者取

引にも該当し得るので、この両名は、本件取引を議案とする取締役会決議において、本論点との関係でも、当該審議・決議に加わらないことが望ましいといえるし、あらためて、本件取引を追認するか否かを議案とする取締役会を開催した方が、より透明・万全ではあると考える。

もっとも、考輝氏は、前記のとおり、既にエフビー介護の役員等でないため、本件取引は、会社法上の利益相反取引（会社法 356 条 1 項）自体には該当しないものと考えられるし、従前ほどの密接な関係性は認められない。

加えて、エフビー介護の取締役は総勢 9 名であり、うち 3 名は社外取締役兼東京証券取引所に届け出た独立役員であるところ、今回、本件取引に係る取締役会決議においては、当該社外取締役 3 名及び柳澤秀樹氏・美穂氏以外の全取締役が審議に加わり、全員が本件取引に賛成している。そうすると、社外取締役が関与したこと、前記両名以外の取締役も全員賛成していること、したがって前記両名が議案の審議・決議に加わらなかったとしても決議の結果は変わらなかったであろうこと等を踏まると、利益相反を回避するための措置に関する事項も一定程度採られていたといえ、少なくとも、この点が少数株主にとって不利益であることを基礎づける事情とはいえない。

(4) 以上の諸点を総合的に判断すると、本件取引は、エフビー介護の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

なお、2025 年 3 月 31 日に当社は取締役会を開催し、柳澤 秀樹氏・美穂氏退席のもと、社外取締役 3 名及び柳澤 秀樹氏・美穂氏以外の全取締役が審議に加わり、全員が賛成して本件自己株式の取得について関連当事者取引の追認を行っております。

3. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公正性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により、2025 年 3 月 25 日の終値をもって 2025 年 3 月 26 日の株式取引開始前に自己株式取得を行いました。当社は社内定められた規則及び手続に従い、取締役会決議を経て本件自己株式取得が行われ、一般的な自己株式取得の手法や内容から逸脱するものではなく、適正なものと考えております。

なお、2025 年 3 月 31 日に当社は取締役会を開催し、柳澤 秀樹氏・美穂氏退席のもと、社外取締役 3 名及び柳澤 秀樹氏・美穂氏以外の全取締役が審議に加わり、全員が賛成して本件自己株式の取得について関連当事者取引の追認を行っております。

以上